

第117回 定時株主総会 招集ご通知



日時



場所

2020年6月26日（金曜日）

午前10時（受付開始 午前9時30分）

大阪市北区梅田三丁目3番20号

明治安田生命大阪梅田ビル

3階 当社会議室

（会場フロアが昨年と異なっております。
末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。）

書面による議決権行使期限

2020年6月25日（木曜日）

午後5時15分到着分まで

目次

■ 第117回定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	
第1号議案：剰余金の処分の件	4
第2号議案：定款一部変更の件	5
第3号議案：取締役6名選任の件	6
第4号議案：監査役4名選任の件	13
第5号議案：補欠監査役1名選任の件	18
第6号議案：取締役および委任型執行役員に対する 株式報酬等の額および内容決定の件	19
【添付書類】	
■ 事業報告	23
■ 連結計算書類	43
■ 計算書類	45
■ 監査報告書	47

本年度総会は、お土産の当日配布を取り止めさせていただき、議決権を行使いただいた株主様全員に、本年7月中を目処に送付させていただきます。何卒ご理解、ご了承お願い申し上げます。



椿本興業株式会社

証券コード 8052

人と技術の架け橋

人間には人間性を、機械には効率を

社是

吾々は社業を通じて、社会に貢献することをモットーとする。

吾々はその繁栄を常に怠りなき商品の開発と

たゆみなき販路の開拓によって達成させる。

Mission Statement

Our Mission

私達は、長年機械と技術の総合商社として培った技術力を生かし、最適商品のマネジメントにより、産業界の顧客に新たな価値を提供します。

Our Vision

私達は、機械と技術の総合商社として、産業界の未来価値創造企業を目指します。

Advanced Technology for Optimum Machinery（最先端の技術で最適な機械をお客様に提供します）

Our Concept

1. 私達は、社会に対する公正さを堅持し、地球環境の保全等社会の要請への積極的な対応により、企業の社会的責任を全うします。
2. 私達は、顧客への最適商品の供給を通じて、産業界の発展に寄与し、社会に貢献します。
3. 私達は、常に世界のトレンドと市場のニーズに目を向けて、先端技術商品を取り込み、新市場の開拓を行い、顧客とメーカーの信頼に応えます。
4. 私達は、情報力、技術力、提案力を常に錬磨し、結集して、価値を創造し、企業価値を高めて株主の負託に応えます。

株主各位

大阪市北区梅田三丁目3番20号
椿本興業株式會社

取締役社長 香田 昌司

第117回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第117回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、可能な限り書面により議決権を行使いただき、当日のご来場をお控え下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記



日時

2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）



場所

大阪市北区梅田三丁目3番20号

明治安田生命大阪梅田ビル3階（当社会議室）

（会場フロアが昨年と異なっております。末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。）



目的事項

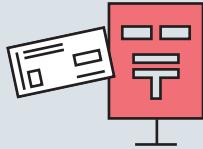
- 報告事項**
- 第117期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第117期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役6名選任の件
 - 第4号議案 監査役4名選任の件
 - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第6号議案 取締役および委任型執行役員に対する株式報酬等の額および内容決定の件

以上

議決権行使についてのご案内

4ページ以降の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送下さい。

※各議案に対し賛否の表示がない場合は、賛成のご表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2020年6月25日（木曜日）午後5時15分到着分まで

株主総会への出席



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

※代理人による議決権のご行使は、議決権を有する株主の方1名に委任する cases に限られます。

なお、この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承下さい。

株主総会開催日時

2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

インターネットによる開示について

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第17条に基づき、[当社ウェブサイト](#)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、[当社ウェブサイト](#)に掲載させていただきます。

 [当社ウェブサイト](http://www.tsubaki.co.jp/) : <http://www.tsubaki.co.jp/> [株本興業](#) 

ご不明な点につきましては、右記にお問い合わせ
くださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
0120-782-031（平日午前9時から午後5時まで）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様へ期間損益に応じた適正な配当を安定的に実施すること、中長期的な成長に向けた投資や財務基盤安定化のための内部留保の充実をはかることを基本としております。

当期は、今後の新型コロナウイルス感染症の影響が計り知れないことから、財務基盤安定化のための内部留保の充実を優先させ、期末配当金は、普通配当を前期と同額の90円とし、連結売上高1,000億円超えを2期連続して達成できましたことに感謝し、特別配当10円を含めまして、次のとおりといたしたいと存じます。

これにより、中間配当金30円を含めました当期の年間配当金は1株につき130円となります。

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき
	普通配当 90円
	特別配当 10円
	合計 100円
	総額 626,063,900円
剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月29日（月曜日）

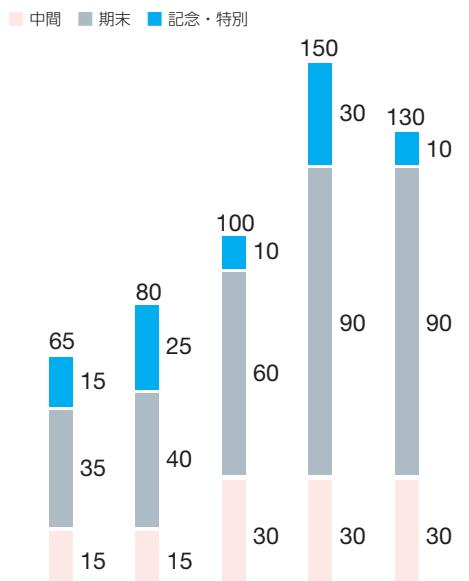
2. 剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分に関しては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

増加する剰余金の項目およびその額	別途積立金 …………… 3,030,000,000円
減少する剰余金の項目およびその額	繰越利益剰余金 …………… 3,030,000,000円

ご参考

1株当たり配当金の推移(円)



第113期 第114期 第115期 第116期 第117期

当社は2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。第115期中間以前の配当金につきましては、当該株式併合を考慮して記載しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第26条(招集権者および議長)につきまして所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第26条 (招集権者および議長)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>第26条 (招集権者および議長)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会で定めた取締役</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>当該取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の効率化を図り意思決定のスピードアップを行うため2名減員し、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。このうち、新 健一氏、二宮秀樹氏は社外取締役候補者であります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会への出席状況
1 再任	つばきもと てつ や 樫本 哲也	代表取締役会長 CEO	13/13回
2 再任	こう だ まさ し 香田 昌司	代表取締役社長 COO	13/13回
3 再任	かす が べ ひろし 春日部 博	取締役専務執行役員 管理総括 兼 管理本部長 兼 経営戦略担当 兼 コンプライアンス担当 兼 内部監査担当	13/13回
4 再任	い どう ひろ ゆき 伊藤 弘幸	取締役専務執行役員 営業総括 兼 開発戦略総括 兼 開発戦略本部長 兼 技術室担当	13/13回
5 再任 社外 独立	あたらし けん いち 新 健一	社外取締役	13/13回
6 再任 社外 独立	にの みや ひで き 二宮 秀樹	社外取締役	12/13回

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所届出独立役員

候補者番号

1

つばき もと てつ や
樫本 哲也

再任

1955年3月11日生

所有する当社の株式数

32,700 株

取締役会への出席状況

13回 / 13回

略歴、地位および担当

1989年 4月	当社入社
1991年 6月	当社取締役
1993年 6月	当社専務取締役（代表取締役）
1997年 6月	当社取締役社長（代表取締役）
2005年 7月	当社取締役社長（代表取締役） SRS事業管掌
2007年 7月	当社取締役社長（代表取締役） 海外事業総括
2011年10月	当社取締役社長（代表取締役） 開発戦略本部長
2018年 6月	当社取締役会長（代表取締役） 海外事業担当
2019年 4月	当社取締役会長（代表取締役）
2019年 6月	当社取締役会長（代表取締役） CEO（現在）

取締役候補者とした理由

樫本哲也氏は、長年にわたり当社代表取締役社長を務め、優れたリーダーシップをもって当社を牽引してきた経験を有しております。その経験に裏打ちされた幅広い視野と経営手腕は、当社の経営に欠かせないことから、引き続き取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

重要な兼職の状況

該当はありません。

(注) 樫本哲也氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

香 田 昌 司

再任

1958年11月8日生

所有する当社の株式数

3,700株

取締役会への出席状況

13回／13回

略歴、地位および担当

1981年4月	当社入社
2005年4月	当社グローバル推進グループ 東日本営業部長
2010年4月	TSUBACO SINGAPORE PTE.LTD. 代表取締役
2013年10月	当社経営戦略本部 部長 兼 同本部営業企画室長
2015年6月	当社経営戦略本部 東京経営戦略室長
2016年6月	当社取締役執行役員 経営戦略本部長（企画・広報・コンプライアンス担当）
2018年6月	当社取締役社長（代表取締役）経営戦略担当 兼 経営戦略本部長（企画・広報担当）
2019年4月	当社取締役社長（代表取締役）
2019年6月	当社取締役社長（代表取締役）COO（現在）

重要な兼職の状況

該当はありません。

（注）香田昌司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

香田昌司氏は、海外子会社の代表取締役など、海外事業で長年にわたり手腕を発揮し、また経営戦略部門などで業務執行に携わり、2018年6月からは、当社の代表取締役を務めるなど、豊富な経験・実績・見識を有しております。これらの知見を引き続き当社の経営に活かし、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

候補者番号 3	かす が べ ひろし 春日部 博	再任 1949年9月8日生
所有する当社の株式数 3,040株	取締役会への出席状況 13回 / 13回	

略歴、地位および担当

1972年4月	当社入社
2009年10月	当社執行役員
2010年6月	当社執行役員 財経担当
2011年6月	当社取締役執行役員
2011年10月	当社取締役執行役員 管理本部副本部長
2016年6月	当社取締役常務執行役員 管理総括 兼 管理本部長 兼 内部監査担当
2018年6月	当社取締役専務執行役員 管理総括 兼 管理本部長 兼 コンプライアンス担当 兼 内部監査担当
2019年4月	当社取締役専務執行役員 管理総括 兼 管理本部長 兼 経営戦略担当 兼 コンプライアンス担当 兼 内部監査担当 (現在)

取締役候補者とした理由

春日部 博氏は、管理部門での業務執行に長年携わり、情報管理、財務・経理、人事・総務などに関する豊富な経験と知識を有しております。これらの知見を引き続き当社の経営に活かし、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

重要な兼職の状況

該当はありません。

(注) 春日部 博氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

い とう ひろ ゆき
伊 藤 弘 幸

再任

1946年4月3日生

所有する当社の株式数

4,200株

取締役会への出席状況

13回 / 13回

略歴、地位および担当

1969年4月	当社入社
1992年4月	ツバコー北海道販売株式会社（現 ツバコー北日本株式会社） 代表取締役社長
2005年6月	当社取締役
2007年6月	当社取締役執行役員
2007年7月	当社取締役執行役員 東日本営業本部副本部長 動伝担当
2013年6月	当社取締役執行役員 東日本営業本部長
2014年6月	当社専務執行役員 東日本営業本部長
2016年6月	当社取締役常務執行役員 東日本本部長
2018年6月	当社取締役専務執行役員 営業総括 兼 開発戦略総括 兼 開発戦略本部長 兼 技術室担当（現在）

重要な兼職の状況

該当はありません。

（注）伊藤弘幸氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

取締役候補者とした理由

伊藤弘幸氏は、当社および当社子会社の取締役として経営に携わり、営業部門および開発戦略部門、技術部門において責任者を務めるなど、経営および営業に関する豊富な経験・実績・見識を有しております。これらの知見を引き続き当社の経営に活かし、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

候補者番号 5	あたらし 新	けん 健	いち 一	再任 社外 独立 1958年11月13日生
所有する当社の株式数 3,000株	取締役会への出席状況 13回 / 13回	在任年数（本総会終結時） 9年		

略歴、地位および担当

1982年 4月	住友商事株式会社入社
1990年12月	株式会社アタラシ取締役社長
2006年 2月	株式会社エムジー・アタラシ (現 株式会社新工務所) 代表取締役
2008年 3月	同社代表取締役社長（現在）
2011年 6月	当社社外取締役（現在）

社外取締役候補者とした理由

新 健一氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験や知見をもとに、引き続き客観的な視点から当社取締役会の意思決定および取締役の職務執行を監督していただけるものと判断いたしました。

重要な兼職の状況

株式会社新工務所 代表取締役社長
株式会社新 代表取締役社長
タイガー計算器株式会社 代表取締役会長

- (注) 1. 新 健一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、新 健一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が原案どおり選任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。
3. 当社は、新 健一氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が限定する額としております。
なお、同氏が原案どおり選任された場合、引き続き上記の責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号

6

にの みや ひで き
二宮 秀 樹

再任 社外 独立

1955年3月15日生

所有する当社の株式数

400株

取締役会への出席状況

12回／13回

在任年数（本総会終結時）

4年

略歴、地位および担当

1981年1月	早駒運輸株式会社入社
1990年7月	同社取締役
1992年7月	同社常務取締役
2000年7月	同社代表取締役専務（現在）
2016年6月	当社社外取締役（現在）

重要な兼職の状況

早駒運輸株式会社	代表取締役専務
早駒商事株式会社	代表取締役社長
早駒マリンサービス株式会社	代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由

二宮秀樹氏は、会社経営における豊富な経験と知見をもとに、引き続き客観的な視点から当社取締役会の意思決定および取締役の職務執行を監督していただけるものと判断いたしました。

- (注) 1. 二宮秀樹氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、二宮秀樹氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が原案どおり選任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。
3. 当社は、二宮秀樹氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が限定する額としております。
- なお、同氏が原案どおり選任された場合、引き続き上記の責任限定契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査役4名選任の件

監査役全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。このうち小林 均氏、山本直道氏は社外監査役候補者であります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会への 出席状況	監査役会への 出席状況
1	<small>やま きた かおる</small> 再任 山北 薫	常勤監査役	13/13回	14/14回
2	<small>おお が わら おさむ</small> 再任 大河原 治	常勤監査役	13/13回	14/14回
3	<small>こ ばやし ひとし</small> 新任 社外 小林 均	—	—	—
4	<small>やま もと なお みち</small> 再任 社外 山本 直道 独立	社外監査役	13/13回	14/14回

再任 再任監査役候補者 新任 新任監査役候補者 社外 社外監査役候補者 独立 証券取引所届出独立役員

候補者番号

1

やま きた
山 北かおる
薫

再任

1950年7月12日生

所有する当社の株式数

1,800株

取締役会への出席状況

13回／13回

監査役会への出席状況

14回／14回

略歴および地位

1973年4月	当社入社
2005年4月	当社財經部 東京財經室長
2007年10月	当社財經部 大阪財經室長
2009年4月	当社財經部長
2010年8月	当社理事
2012年6月	当社監査役(常勤)(現在)

重要な兼職の状況

該当はありません。

監査役候補者とした理由

山北 薫氏は、長年にわたり当社の経理部門に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、2012年より当社の監査役を務め、その職務を適正に遂行されておりますので、今後も当社の監査役に適任であると判断いたしました。

- (注) 1. 山北 薫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、山北 薫氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が限定する額としております。
- なお、同氏が原案どおり選任された場合、引き続き上記の責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号 2	おお が わら おさむ 大 河 原 治	再任 1950年7月2日生
所有する当社の株式数 5,600株	取締役会への出席状況 13回 / 13回	監査役会への出席状況 14回 / 14回

略歴および地位

1974年 4月	当社入社
2009年 6月	当社取締役執行役員
2009年 7月	当社取締役執行役員 企画・コンプライアンス担当
2009年10月	当社取締役執行役員 経営企画・コンプライアンス担当 兼 経営企画管理センター長
2010年 4月	当社取締役執行役員 営業企画担当 兼 経営企画管理センター経営企画室長
2011年10月	当社取締役執行役員 経営戦略本部長 兼 経営企画室長 兼 広報室長（経営戦略・コンプライアンス担当）
2016年 6月	当社監査役（常勤）（現在）

監査役候補者とした理由

大河原 治氏は、当社において長年にわたり経営戦略本部長など経営の要職を務めた経験から、当社の経営全般に関する幅広い知見を有しております。

また、2016年より当社の監査役を務め、その職務を適正に遂行されておりますので、今後も当社の監査役に適任であると判断いたしました。

重要な兼職の状況

該当はありません。

- (注) 1. 大河原 治氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、大河原 治氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が限定する額としております。
- なお、同氏が原案どおり選任された場合、引き続き上記の責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号

3

こ ばやし ひとし
小 林 均

新任 社外

1956年2月14日生

所有する当社の株式数

0株

取締役会への出席状況

—

監査役会への出席状況

—

在任年数（本総会終結時）

—

略歴および地位

1981年 3月	株式会社椿本チエイン入社
2004年 4月	同社経営企画センター 財務部長
2011年 4月	同社本社部門本部 法務・総務部長 兼 CSR推進室長
2012年 6月	同社執行役員 経営企画センター 財務部長
2015年 6月	同社監査役(常勤)
2019年 6月	同社顧問(現在)

重要な兼職の状況

該当はありません。

社外監査役候補者とした理由

小林 均氏は、株式会社椿本チエインの財務・法務部門を歴任し、監査役を務めるなど、幅広い知見と豊富な経験を有しており、経営全般の監視等、社外監査役としての職務を適正に遂行できるものと判断いたしました。

- (注) 1. 小林 均氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 小林 均氏は、2020年6月30日付で、株式会社椿本チエインの顧問を退任する予定であります。
 3. 小林 均氏は、過去5年間に於いて、当社の特定関係事業者である株式会社椿本チエインの役員(監査役)であったことがあります。
 4. 当社は、小林 均氏が原案どおり選任された場合、同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が限定する額とする予定であります。

候補者番号 4		やま もと なお みち 山本直道	再任 社外 独立 1968年11月18日生
所有する当社の株式数	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	在任年数(本総会最終時)
900株	13回/13回	14回/14回	4年

略歴および地位

1992年10月	日本公認会計士協会 会計士補登録 アーサーアンダーセン会計事務所 (現 有限責任あずさ監査法人) 入所
1996年1月	日本公認会計士協会 公認会計士登録
2001年10月	第二東京弁護士会 弁護士登録 東京青山・青木法律事務所(現 ベーカーアンド マッケンジー法律事務所) 入所
2007年5月	ノースウェスタン大学ロースクール卒業(LL.M.)
2012年5月	山本直道法律事務所開設 代表弁護士(現在) 山本直道公認会計士事務所開設 代表(現在)
2014年10月	ウチダエスコ株式会社 取締役(社外取締役)(現在)
2016年6月	当社 社外監査役(現在)

社外監査役候補者とした理由

山本直道氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士ならびに公認会計士の資格を有しており、企業法務および財務・会計に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役としての職務を適正に遂行することができるものと判断いたしました。

重要な兼職の状況

山本直道法律事務所 代表弁護士
山本直道公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 山本直道氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、山本直道氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が原案どおり選任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。
3. 当社は、山本直道氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が限定する額としております。
なお、同氏が原案どおり選任された場合、引き続き上記の責任限定契約を継続する予定であります。

第5号議案

補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会開始の時までとなっておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

うえ の よし ひと
植野 禎 仁

1976年4月9日生

所有する当社の株式数

0株

略歴および地位

2000年10月	第一東京弁護士会 弁護士登録 長島・大野・常松法律事務所入所
2006年6月	シカゴ大学ロースクール卒業 (LL.M.)
2007年5月	ジョージタウン大学 ローセンター卒業 (LL.M.)
2008年3月	東京青山・青木・狛法律事務所 (現 ベーカーアンドマッケンジー法律事務所) 入所
2015年5月	植野法律事務所 開設 (現在)
2016年1月	日本公認会計士協会 準会員登録 (現在)

重要な兼職の状況

植野法律事務所 弁護士

補欠の社外監査役候補者とした理由

植野禎仁氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた専門的な知見を有しており、社外監査役に就任した場合には、その知見を当社の監査体制に活かし、社外監査役としての職務を適正に遂行することができるものと判断いたしました。

- (注) 1. 植野禎仁氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 植野禎仁氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、植野禎仁氏が社外監査役に就任した場合、同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が限定する額とする予定であります。
4. 植野禎仁氏が、社外監査役に就任した場合、独立役員になる予定であります。

第6号議案

取締役および委任型執行役員に対する株式報酬等の額 および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「固定報酬」および「業績連動報酬」で構成されていますが、本議案は、当社取締役(社外取締役を除き、委任型執行役員を兼務する者も含みます。以下も同様です。)および委任型執行役員(取締役を兼務する者を除きます。以下同じ。以下、取締役と委任型執行役員を総称して「取締役等」といいます。)を対象に、新たに株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、後記2.の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案は、2016年6月29日開催の第113回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額(年額312百万円(うち社外取締役については年額18百万円)以内。ただし、使用人分給与は含みません。)とは別枠で、新たな株式報酬を、2021年3月31日で終了する事業年度から2023年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度(以下、「対象期間」といいます。)の間に在任する取締役等(ただし、後記2.(2)のとおり、当社の取締役会の決定により対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長した場合、当該延長した対象期間の間に在任する当社取締役等を含みます。)に対して支給するというものです。

なお、第3号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は4名、委任型執行役員は13名となります。上記のとおり、本議案は、本制度に基づく報酬等の全体につきご承認いただくため、委任型執行役員に対する報酬等としての額および内容も含めた形で提案するものであります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下、「本信託」といいます。)が当社株式を取得し、当社が各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は取締役等の退任時です。

①	本制度の対象者	当社取締役等(社外取締役を除く。)
②	対象期間	2021年3月末日に終了する事業年度から2023年3月末日に終了する事業年度まで。なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長することがある。
③	②の対象期間3事業年度において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金360百万円(うち取締役分が金180百万円、うち委任型執行役員分が180百万円)
④	当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法または取引所市場(立会外取引を含む。)から取得する方法
⑤	①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり60,000ポイント(うち取締役分が30,000ポイント、うち委任型執行役員分が30,000ポイント)
⑥	ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦	①の対象者に対する当社株式の交付時期	退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約3年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役等に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金360百万円(うち取締役分が金180百万円、うち委任型執行役員分が180百万円)を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役等に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役等を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法または取引所市場(立会外取引を含みます。)から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し(当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。)、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役等に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金120百万円(うち取締役分が金60百万円、うち委任型執行役員分が60百万円)を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、後記(3)のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役等がある場合には、当該取締役等が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役等に交付される当社株式の算定方法および上限

① 取締役等に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規定に基づき、各取締役等に対し、信託期間中の株式交付規定に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役等に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり60,000ポイント（うち取締役分が30,000ポイント、うち委任型執行役員分が30,000ポイント）を上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役等は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 取締役等に対する当社株式の交付

各取締役等に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役等がその退任時において、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社取締役等から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以上

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、第3四半期までは全体として緩やかに回復基調を見せておりましたが、年度末にかけて新型コロナウイルスの感染拡大が世界中に及んだため、先行きは全く不透明なものになってしまいました。

このような状況下にあつて、当企業グループでは、年度末近くまでは営業活動が比較的順調であったために、前連結会計年度の水準にはわずかに及ばなかったものの、2期連続で売上高1,000億円超えを達成することができ、各利益も順調に計上することができました。

連結受注高 954億39 百万円 前期比84.7%	連結売上高 1,049億39 百万円 前期比97.7%	連結営業利益 52億93 百万円 前期比93.1%
連結経常利益 56億29 百万円 前期比93.5%	親会社株主に帰属する連結当期純利益 37億40 百万円 前期比91.1%	

セグメント別連結売上高



東日本本部
34,973百万円
 前期比：93.4%



西日本本部
52,588百万円
 前期比：102.4%

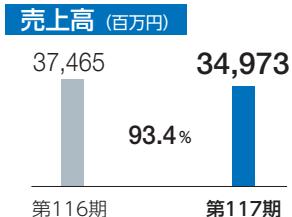


開発戦略本部
17,377百万円
 前期比：93.3%

東日本本部 売上高構成比33.3%

当本部は、北海道・東北・甲信越・関東地区が担当エリアであり、全体の売上高の約33%を占めております。

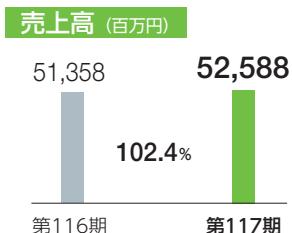
当連結会計年度は、食品、物流関連業界等への設備投資需要に寄与したものの、客先への納期が遅れ気味となり、売上時期が翌期にずれ込んだものも発生し、売上高は、349億73百万円(前期比93.4%)となりました。



西日本本部 売上高構成比50.1%

当本部は、東海・北陸・関西・中国・四国・九州地区が担当エリアであり、全体の売上高の約50%を占めております。

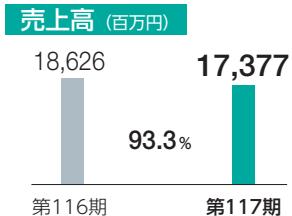
当連結会計年度は、液晶画面関連製造装置の大口設備装置が順調に売上計上していることに加え、他の設備装置案件等の売上が寄与したことにより、その売上高は、525億88百万円(前期比102.4%)となりました。



開発戦略本部 売上高構成比16.6%

当本部は、当企業グループ全体の海外ビジネスやマテリアルビジネスを担当し、それらビジネスの拡大や、制御・センシングビジネスに向けた新商品の開発にも取り組んでいる部門で、その売上高は全体の約17%を占めております。

当連結会計年度は、海外子会社については売上高が若干減少した地域もあるものの、概ね前年度の水準を維持しております。また、マテリアルビジネスについては、介護・衛生関連商品にかかる不織布等の売上は堅調であります。制御・センシングビジネスについても前期に比べ着実に売上高を増加させております。これらを合計した売上高は、173億77百万円(前期比93.3%)となりました。



2. 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	3,000百万円
借入実行残高	—百万円
差引額	3,000百万円

3. 財産および損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分	第114期	第115期	第116期	第117期
	2016年4月1日から 2017年3月31日まで	2017年4月1日から 2018年3月31日まで	2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで
受注高(百万円)	95,957	110,149	112,644	95,439
売上高(百万円)	88,889	98,645	107,450	104,939
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	2,175	2,421	4,105	3,740
1株当たり当期純利益(円)	68.38	382.67	655.78	597.47
総資産(百万円)	56,520	73,038	75,739	65,969
純資産(百万円)	20,032	21,693	24,089	24,738
1株当たり純資産額(円)	623.75	3,432.20	3,813.58	3,914.06

(2) 当社の財産および損益の状況の推移

区分	第114期	第115期	第116期	第117期
	2016年4月1日から 2017年3月31日まで	2017年4月1日から 2018年3月31日まで	2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで
受注高(百万円)	89,422	104,922	106,271	88,260
売上高(百万円)	82,563	92,705	100,855	98,439
当期純利益(百万円)	2,188	2,159	3,827	3,843
1株当たり当期純利益(円)	68.77	341.14	611.25	613.96
総資産(百万円)	54,687	70,909	74,163	62,889
純資産(百万円)	17,667	19,045	21,250	22,139
1株当たり純資産額(円)	555.30	3,041.75	3,394.08	3,536.33

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 当社は、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第115期の1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額につきましては、第115期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。
3. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を前連結会計年度の期首から適用しており、第115期以前に係る数値等については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値等になっております。

4. 対処すべき課題

(1) 新型コロナウイルス感染症対策について

世界的に拡大を続けている新型コロナウイルス感染症に対しては、感染拡大の防止と事業継続の体制維持の観点にて、今後も全力で取り組んでまいります。当企業グループのお取引先様や当社従業員、その家族をはじめとする、全ての皆さまの安全・健康を第一に考え、感染拡大防止に向けた施策を実行しております。その上で、今後はテレワーク環境をはじめとする「リモートワーク」、「分散オペレーション」等にデジタル活用を推め、事業維持計画の諸施策に取り組んでまいります。

(2) 人材育成と登用

将来を見据えた組織づくりを実施してまいります。

そのために、人事制度の改革を行い、次世代を担う戦略的な人材育成、女性の積極的活用、社内登用制度改革によって、「働き方改革」にのっとりた当社独自の各人が能力を十分に発揮できる制度作りを行います。また、グローバル人材の採用、技術経験者の採用強化等の将来への布石を行ってまいります。

(3) エリア制の進化とビジネスの拡大

当社の事業拡大のため、営業拠点機能の強化を図ってまいります。

子会社のもつ機動力をより発揮させるため、地域、拠点数の再点検の下、地域特性に合わせた拠点の整備と人材配置を行い、顧客数の増大を図ります。また、成長分野業種の攻略に対しても適切な営業体制を行ってまいります。

これは海外においても同様であり、主にタイ、ベトナム、ミャンマー等のアセアン地域の特性、ニーズに合わせた拠点拡充に努めてまいります。

(4) 取扱商品の拡大と仕入先メーカーとの連携強化

取引先を取りまく環境は急激に変化しております。それに対応したIoTシステム、AI、ロボット等を既存ビジネスへ付加した提案型商品、および新分野の新商品の開拓に注力してまいります。

仕入れ商品のグローバル展開は今後ますます高まっていくと思われまます。これに対して、当社海外事業部門、技術部門、および審査部門の連携、また国内外の仕入先との連携した技術サポートで、リスク回避を行うとともに、顧客満足度の向上に努めてまいります。

以上を課題として、今後のいかなる経済環境においても、業績に対する影響への適切な対応を行い、社会的規範を遵守し、リスクマネジメント、コーポレート・ガバナンスならびにその基盤となる内部統制システム等の更なる強化に取り組み、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの満足度向上を目指してまいります。

5. 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当企業グループは機械と技術の専門商社として、各種伝動機器、設備装置、産業資材その他の販売を主な事業とし、これに付帯する事業も営んでおります。

セグメント	担当エリア	取扱商品
東日本本部	北海道・東北・甲信越・関東地区、および同地区関係会社	国内における各種伝動機器、設備装置の取扱商品全般
西日本本部	東海・北陸・関西・中国・四国・九州地区、および同地区関係会社	
開発戦略本部	海外、海外子会社、および新商品開発部門	海外における各種伝動機器、設備装置の取扱商品全般、ならびに、産業資材の取扱商品全般、および新商品

6. 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

(1) 当社

名 称	所 在 地
大阪本社 (本店)	大阪市北区梅田三丁目3番20号
東京本社	東京都港区港南二丁目16番2号
名古屋支店	名古屋市西区牛島町6番1号
横浜支店	横浜市西区北幸二丁目15番10号
営業所	札幌市、仙台市、宇都宮市、水戸市、神栖市、千葉市、川越市、八王子市、静岡市、浜松市、安城市、四日市市、金沢市、京都市、神戸市、高松市、岡山市、広島市、福岡市

(2) 主要な子会社

① 国内

名 称	所 在 地
ツバコー北日本株式会社	宮城県 仙台市
ツバコー北関東株式会社	栃木県 宇都宮市
ツバコー西関東株式会社	埼玉県 川越市
ツバコー東関東株式会社	千葉県 千葉市
株式会社ツバコー・ケー・アイ	神奈川県 横浜市
ツバコー東海株式会社	愛知県 安城市
株式会社ツバコー・エス・ケー	京都府 京都市
ツバコー関西株式会社	兵庫県 西宮市
ツバコー四国株式会社	香川県 高松市
ツバコー・ウエスト株式会社	広島県 広島市
ツバコー九州株式会社	福岡県 福岡市

② 海外

名 称	所 在 地
TSUBACO SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール
TSUBACO KTE CO., LTD.	タイ
上海樁本商貿有限公司	中国

7. 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

当企業グループの従業員は748名(前年比35名増)であり、セグメント別に表すと以下のとおりであります。
 なお、当社の従業員は515名(前年比25名増)であります。

セグメント	従業員数
東日本本部	211名
西日本本部	274名
開発戦略本部	135名
全社(共通)	128名
合計	748名

(注) 全社(共通)は特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属している従業員数であります。

8. 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

9. 重要な親会社および子会社の状況 (2020年3月31日現在)

(1) 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主要な事業内容
株式会社ツバコー・ケー・アイ	40	100	各種伝動機器、設備装置等の販売
株式会社ツバコー・エス・ケー	10	100	各種伝動機器、設備装置等の販売

重要な子会社2社を含む連結子会社は14社、持分法適用会社は4社であります。

なお、当連結会計年度における連結決算の概要は、「I 企業集団の現況に関する事項 1.事業の経過およびその成果」、ならびに「I 企業集団の現況に関する事項 3.財産および損益の状況の推移」に記載のとおりであります。

Ⅱ 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	16,000,000株
(2) 発行済株式の総数	6,497,969株 (自己株式237,330株を含む)
(3) 株主総数	3,328名
(4) 大株主の状況 (上位10名)	

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株 式 会 社 椿 本 チ エ イ ン	671	10.72
太 陽 生 命 保 険 株 式 会 社	573	9.17
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	424	6.77
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	284	4.55
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	282	4.51
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社	281	4.50
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	280	4.47
光 通 信 株 式 会 社	192	3.08
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社	186	2.98
株 式 会 社 り そ な 銀 行	158	2.52

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (237,330株) を控除して計算しております。
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項 (2020年3月31日現在)

(1) 取締役および監査役に関する状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	椿 本 哲 也	CEO
取締役社長 (代表取締役)	香 田 昌 司	COO
取締役専務執行役員	春 日 部 博	管理総括 兼 管理本部長 兼 経営戦略担当 兼 コンプライアンス担当 兼 内部監査担当
取締役専務執行役員	伊 藤 弘 幸	営業総括 兼 開発戦略総括 兼 開発戦略本部長 兼 技術室担当
取締役常務執行役員	北 村 完	西日本本部長
取締役執行役員	藤 重 卓 一	東日本本部長 兼 東日本営業本部長 (施工管理担当) 兼 開発戦略本部 副本部長 (ATOMBD担当)
取 締 役	新 健 一	株式会社新工務所 代表取締役社長 株式会社新 代表取締役社長 タイガー計算器株式会社 代表取締役会長
取 締 役	二 宮 秀 樹	早駒運輸株式会社 代表取締役専務 早駒商事株式会社 代表取締役社長 早駒マリンサービス株式会社 代表取締役社長
監査役 (常 勤)	山 北 薫	
監査役 (常 勤)	大 河 原 治	
監査役 (常 勤)	牛 田 雅 也	
監 査 役	山 本 直 道	山本直道法律事務所 代表弁護士 山本直道公認会計士事務所 代表

(注) 1. 当事業年度中に以下の取締役地位および担当の異動がありました。

氏名	変更後	変更前	異動年月日
椿本哲也	取締役会長（代表取締役） CEO	取締役会長（代表取締役）	2019年6月27日
香田昌司	取締役社長（代表取締役） COO	取締役社長（代表取締役）	2019年6月27日
北村完	取締役常務執行役員 西日本本部長	取締役常務執行役員 西日本本部長 兼 西日本営業本部長 (施工管理担当)	2019年6月27日

2. 取締役 新 健一氏および取締役 二宮秀樹氏は、社外取締役であります。
なお、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役 牛田雅也氏および監査役 山本直道氏は社外監査役であります。
なお、当社は山本直道氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 山北 薫氏は、長年にわたり当社の経理部門に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役 山本直道氏は、弁護士ならびに公認会計士の資格を有しており、企業法務および財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

事業報告

5. 当社では、取締役会の意思決定の充実および迅速化ならびに業務執行・監督機能強化を目的として、2007年6月28日より執行役員制度を導入しております。
執行役員は14名であり、上記の取締役兼執行役員4名のほか以下10名で構成されております。

地 位	氏 名	職名および重要な兼職の状況
常 務 執 行 役 員	山 村 純 一 郎	開発戦略本部副本部長（テクノマテBD担当）
常 務 執 行 役 員	額 額 准 志	経営戦略本部長
執 行 役 員	磯 部 好 伸	名古屋支店長（施工管理担当）
執 行 役 員	上 山 祥 郎	購買部長
執 行 役 員	中 村 俊 裕	開発戦略本部副本部長（SRSBD担当）
執 行 役 員	植 田 裕 照	管理本部副本部長（人事・総務担当）兼 （コンプライアンス担当補佐）
執 行 役 員	藤 井 誠 人	管理本部副本部長（財経担当）
執 行 役 員	山 田 正 行	西日本営業本部長（施工管理担当）
執 行 役 員	竹 井 和 久	法務室長 兼 SRSBD長
執 行 役 員	森 健 司	横浜支店長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が限定する額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取 締 役	8名	306百万円	うち社外4名、34百万円
監 査 役	4名	51百万円	
合 計	12名	358百万円	

- (注) 1. 2016年6月29日開催の第113回定時株主総会決議による取締役の報酬限度額は、年額312百万円以内（使用人兼務取締役に対する使用人分給与相当額は含まず、かつ社外取締役については年額18百万円以内）、監査役の報酬限度額は年額84百万円以内であります。
2. 取締役（社外取締役を除く）の支給額には、当事業年度において利益連動報酬により算定し、費用処理した役員賞与99百万円が含まれております。
3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与12百万円は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役 新 健一氏は、株式会社新工務所および株式会社新の代表取締役社長を、また、タイガー計測器株式会社の代表取締役会長を兼職しております。

なお、当社と当該法人との間には、重要な取引その他特別な関係はありません。

社外取締役 二宮秀樹氏は、早駒運輸株式会社の代表取締役専務を、また、早駒商事株式会社および早駒マリンサービス株式会社の代表取締役社長を兼職しております。

なお、当社と当該法人との間には、重要な取引その他特別な関係はありません。

社外監査役 山本直道氏は、山本直道法律事務所の代表弁護士を、また、山本直道公認会計士事務所の代表を兼職しております。

なお、当社と当該事務所との間には、重要な取引その他特別な関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	新 健 一	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	二 宮 秀 樹	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	牛 田 雅 也	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回全てに、また、当事業年度開催の監査役会14回のうち14回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	山 本 直 道	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回全てに、また、当事業年度開催の監査役会14回のうち14回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

V 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠が適切であるかを検証した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 当社の主要な子会社のうち、海外子会社は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人である有限責任あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として、「収益認識に関する会計基準」の適用に係る助言に関し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は会計監査人の再任について、会計監査人の適格性、独立性および職務の遂行状況等に留意し、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、毎期監査人の評価を行います。

その結果、解任または不再任が妥当と判断した場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

VI 業務の適正を確保するための体制ならびに当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制ならびに当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業倫理規定、コンプライアンス規定をはじめとするコンプライアンス体制に係る規定を当社および当社グループ会社（以下「当社グループ」という）の取締役および従業員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- ② 当社は、コンプライアンス担当取締役を任命し、その所管するコンプライアンス室において、コンプライアンスの取り組みをグループ横断的に統括する。
- ③ 当社の代表取締役社長の下に内部監査部門（リスクマネジメント委員会、コンプライアンス室および内部監査室）を設置し、当社グループの各部門の業務執行およびコンプライアンスの状況等について監査し、必要に応じて当社グループの代表取締役社長および監査役に報告する。
- ④ 当社グループにコンプライアンス上の問題が発見された場合には、速やかにコンプライアンス室に報告される体制とし、同室はそれ等の内容に応じ、当社の代表取締役・経営会議・取締役会・執行役員会・監査役会等へ報告するとともに、所定の手続を経て再発防止策を実施する。
- ⑤ コンプライアンス室と人事部門は連携して、当社グループの取締役および従業員に対するコンプライアンスに係わる研修・教育を行うとともに、法令上疑義ある行為等について当社グループの従業員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を設置・運営する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理につき、管理部門を管掌する取締役を統括責任者に任命し、文書管理規定および情報保護管理規則にて職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存・管理する。

取締役および監査役は、文書管理規定により常時これ等の文書等を閲覧できるものとする。

また、当社グループ会社は、当社の文書管理規定、情報保護管理規則を準用し、当社と同水準の情報管理水準を自社で維持するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループの多岐にわたる事業上のリスクを組織的かつ体系的に管理するため、当社グループのリスクマネジメント規定を制定し、リスクマネジメント委員会によりグループ横断的な管理体制とし、事業損失の極小化をはかる。
- ② この管理体制の下での、具体的なリスクの管理とそれへの対応は、次のとおりとする。
 - (i) コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、グループ横断的なリスク状況の監視および対応は、コンプライアンス室が行うものとする。
 - (ii) コンプライアンス室と内部監査室は、経理部門等との連携により当社グループのリスク管理状況を把握し、必要に応じリスクマネジメント委員会等へ報告するとともに、所定の手続を経てリスク管理体制の改善策および発生したリスクへの対応策等を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、以下の経営管理システムを用いて、各社が定めた職務権限・意思決定ルールの下で、取締役の職務の執行の効率化をはかる。

- ① 当社の経営会議による代表取締役社長の業務執行に係る重要な意思決定の補佐
- ② 取締役会による中長期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定、ITを活用した月次・四半期業績管理の実施
- ③ 取締役会および当社の執行役員会による月次業績等のレビューと改善策の実施

なお、当社グループ会社においては、「関係会社管理・運営規定」を定め、取締役の職務の執行の効率化をはかる。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループ会社の経営状態の把握と指導および育成を推進し、当社グループの経営効率化をはかるため「関係会社管理・運営規定」を定め、当社グループ会社の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、コンプライアンス室は経理部門、人事部門等と連携してこれらを横断的に推進し、管理する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項等

当社の監査役会は、管理部門を管掌する取締役に求めて直接管理部門所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役会より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

なお、当該従業員の考課、異動等を行う際には、監査役会の事前同意を得るものとする。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社グループの取締役または従業員が監査役あるいは監査役会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備する。報告の方法については、当社の管理部門を管掌する取締役と監査役会との協議により決定する。
- ② 監査役あるいは監査役会へ報告を行なった当社グループの取締役または従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および従業員に周知徹底する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役以下の各取締役は、監査役の重要な会議への出席、監査役への報告等監査業務の遂行が円滑に行われるための環境を整備するとともに、代表取締役社長は監査役会との定期的な会合を持って、監査上の重要課題等について意見交換をする。
- ② 監査役は、内部監査部門と連携をはかり情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
- ③ 監査役がその職務執行について、当社に対し必要な費用の前払い等の請求をした時は、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用を速やかに処理するものとする。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、経営者の定めた「財務報告に係る内部統制を実施するための基本方針」に基づいて内部統制システムを整備・運用し、内部統制委員会を設置して、有効な内部統制の維持と改善および適正な評価を行っていくものとする。

(10) 反社会的勢力の排除へ向けた対応

当社グループは、企業倫理規定により、反社会的な勢力に対し毅然とした態度で対応し、経済的利益等は供与しない旨を明確にし、対応部署の設定と外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集と管理等に係る体制を整備して、こうした勢力との関係を遮断し、被害を防止するものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンスに対する取り組みの状況

- ① 当社グループの役員および社員に対し、「コンプライアンス・カード」や「Mission Statement Card」を配布し、携帯させることにより、日頃からコンプライアンスの基本事項や社是を再確認する機会をつくり、その周知徹底をはかっております。更に年2回のコンプライアンス・デーによる意識付けと、階層別コンプライアンス研修等の施策により、全社的なコンプライアンス意識の向上をはかっております。また、コンプライアンス室は、当社グループ各部門内のコンプライアンス状況のヒアリングを行い、その内容を踏まえ、必要な対応を行っております。
- ② 当社内外を窓口とする内部通報制度を設けており、「内部通報制度に関する規定」に基づきコンプライアンスに関する相談・通報を受け付けることにより、コンプライアンス問題の予防、早期発見およびその解決をはかっております。

(2) 損失の危険の管理に対する取り組みの状況

- ① 管理総括役員を委員長とするリスクマネジメント委員会において、当社グループの多岐にわたる事業上のリスクを横断的に管理しております。当事業年度において、リスクマネジメント委員会を2回実施し、「コンプライアンス」「取引」「重要なリスク」等の諸問題に対して確認、対応を行っております。
- ② コンプライアンス室、内部監査室は経理部等と連携の上、当社グループのリスク状況の把握・監視等を行うこととしており、部門別実施する業務点検においてリスク責任者・管理者に対し、部門内のリスク状況をヒアリングし、部門内で改善できるところは改善を指示し、その後のフォローを実施しております。また、全社的なリスクについては、リスクマネジメント委員会に報告し、適切な対応を行っております。

(3) 取締役の職務執行の効率性の確保に対する取り組みの状況

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役8名で構成され、原則として毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、各議案に関する審議・業務執行の状況等の監督を実施しており、当事業年度において取締役会を計13回開催いたしました。また、当社では取締役会の意思決定の充実および迅速化ならびに業務執行・監督機能強化をはかるため、執行役員制度を導入しており、当事業年度において、執行役員会を計14回開催いたしました。

(4) 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取り組みの状況

グループ会社の経営管理を含む管理については、「関係会社管理・運営規定」に基づき、所定の事前承認・報告事項について、子会社から事前に申請または報告を受けております。

(5) 監査役監査の実効性の確保に対する取り組みの状況

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
専従の監査役を補佐する使用人は任命しておりませんが、必要に応じて直接管理部門等の使用人に指示し、適宜説明を受け、また資料の提供を受けております。
- ② 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項
内部監査の実施状況や内部通報状況については適宜速やかに報告を受けております。
- ③ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役会に加え、執行役員会、内部統制委員会、リスクマネジメント委員会、その他営業部門や管理部門の重要会議への出席の機会が確保されており、各監査役は必要に応じて出席し情報収集や意見表明をしております。
代表取締役社長との定期的な意見交換を行うほか、監査人と四半期ごとの監査報告のほかに意見交換会等を、また社外取締役と定期的な意見交換会を実施し活発に意見を交換しております。その他管理部門、内部監査室、コンプライアンス室と定期連絡会を開催しました。子会社の各監査役からは監査結果の報告のほか、監査役と子会社監査役で構成する監査結果報告会を開催し情報を共有しました。
監査役に要する費用については、年間の活動計画に基づき予算計上しております。なお、当事業年度において予算が不足する事態は生じませんでした。

(6) 財務報告に係る内部統制に対する取り組み状況

財務報告の信頼性を確保するため、内部統制委員会は、内部統制システムの整備、運用および評価に関する計画に基づき財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施しており、当事業年度において内部統制委員会を計3回開催いたしました。

(7) 反社会的勢力排除に対する取り組みの状況

当社グループでは、「グループ企業倫理規定」を定めており、この規定に沿った業務の運用を徹底しており、部門別を実施する業務点検において、その運用状況の確認をしております。

また、人事総務部が対応部署として、外部専門機関との連携や情報交換を随時実施しております。

- (注) 1. 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	65,969	負 債 の 部	41,231
流 動 資 産	54,921	流 動 負 債	38,877
現金及び預金	16,412	支払手形及び買掛金	14,352
受取手形及び売掛金	27,436	電子記録債務	19,787
電子記録債権	6,411	未払法人税等	852
商品及び製品	2,599	前受金	3,077
仕掛品	620	役員賞与引当金	7
その他の	1,608	工事損失引当金	12
貸倒引当金	△168	偶発損失引当金	208
固 定 資 産	11,048	その他の	578
有 形 固 定 資 産	1,785	固 定 負 債	2,353
建物	1,101	退職給付に係る負債	1,901
減価償却累計額	△306	長期未払金	213
機械装置及び運搬具	448	その他の	237
減価償却累計額	△337	純 資 産 の 部	24,738
工具器具及び備品	444	株 主 資 本	23,387
減価償却累計額	△330	資 本 金	2,945
土地	740	資 本 剰 余 金	1,805
リース資産	32	利 益 剰 余 金	19,126
減価償却累計額	△7	自 己 株 式	△490
無 形 固 定 資 産	121	その他の包括利益累計額	1,117
投 資 そ の 他 の 資 産	9,141	その他有価証券評価差額金	1,260
投資有価証券	7,070	繰延ヘッジ損益	△2
長期貸付金	6	為替換算調整勘定	41
長期未収入金	1,358	退職給付に係る調整累計額	△181
繰延税金資産	880	非支配株主持分	233
退職給付に係る資産	7	負 債 及 び 純 資 産 合 計	65,969
その他の	1,329		
貸倒引当金	△1,511		
資 産 合 計	65,969		

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		104,939
売上原価		88,480
売上総利益		16,458
販売費及び一般管理費		11,165
営業利益		5,293
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	301	
持分法による投資利益	54	
その他の	68	429
営業外費用		
支払利息	5	
売上割引	52	
為替差損	7	
支払手数料	9	
支払保証料	8	
その他の	9	92
経常利益		5,629
特別利益		
固定資産売却益	3	
投資有価証券売却益	50	53
特別損失		
役員権等評価損	2	
事務所改装費用	50	52
税金等調整前当期純利益		5,630
法人税、住民税及び事業税	1,859	
法人税等調整額	12	1,871
当期純利益		3,759
非支配株主に帰属する当期純利益		18
親会社株主に帰属する当期純利益		3,740

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	62,889	負 債 の 部	40,749
流 動 資 産	52,194	流 動 負 債	38,778
現金及び預金	14,399	支払手形	1,811
受取手形	2,195	電子記録債権	19,787
電子記録債権	5,128	買掛金	12,085
売掛金	26,759	未払金	386
商品及び製品	1,886	未払法人税等	691
仕掛品	612	前受金	2,470
前渡金	740	預り金	1,303
そ の 他 の 金 他 金	559	工事損失引当金	12
貸倒引当金	△87	偶発損失引当金	208
固 定 資 産	10,694	そ の 他	21
有 形 固 定 資 産	1,683	固 定 負 債	1,971
建物	1,005	退職給付引当金	1,556
減価償却累計額	△257	長期未払金	211
機械	372	長期預り金	201
減価償却累計額	△278	リース債務	2
車両運搬具	7	純 資 産 の 部	22,139
減価償却累計額	△7	株 主 資 本	20,899
工具器具及び備品	369	資 本 金	2,945
減価償却累計額	△270	資 本 剰 余 金	1,811
土地	739	資本準備金	750
リース資産	3	その他資本剰余金	1,061
減価償却累計額	△0	資本金及び資本準備金減少差益	878
無 形 固 定 資 産	120	自己株式処分差益	183
ソフトウェア	111	利 益 剰 余 金	16,632
その他の資産	9	その他利益剰余金	16,632
投 資 そ の 他 の 資 産	8,890	別途積立金	12,970
投資有価証券	6,265	繰越利益剰余金	3,662
関係会社株式	399	自 己 株 式	△490
関係会社出資金	61	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,240
長期未収入金	1,358	その他有価証券評価差額金	1,243
繰延税金資産	741	繰延ヘッジ損益	△2
その他の金	1,558	負 債 及 び 純 資 産 合 計	62,889
貸倒引当金	△1,494		
資 産 合 計	62,889		

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		98,439
売 上 原 価		85,620
売 上 総 利 益		12,819
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,660
営 業 利 益		4,159
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2	
受 取 配 当 金	1,110	
雑 収 入	132	1,246
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4	
売 上 割 引	47	
債 権 売 却 損	4	
支 払 手 数 料	9	
支 払 保 証 料	8	
雑 損 失	2	77
経 常 利 益		5,328
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	50	50
特 別 損 失		
事 務 所 改 装 費 用	50	50
税 引 前 当 期 純 利 益		5,327
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,480	
法 人 税 等 調 整 額	4	1,484
当 期 純 利 益		3,843

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

椿本興業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅田 佳成 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 前田 俊之 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、椿本興業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、椿本興業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないか

どうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

椿本興業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅田 佳成 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 前田 俊之 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、椿本興業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示

は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、会計監査人、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、執行役員会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門、その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、決裁書類その他重要な書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、社外取締役と意思疎通を図り、コーポレートガバナンスの強化等について意見交換を行いました。子会社については、重要な会議に出席するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査部門及びその他の使用人等から、その構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

椿本興業株式会社 監査役会

常勤監査役 山 北 薫 ㊟

常勤監査役 大河原 治 ㊟

常勤監査役
(社外監査役) 牛 田 雅 也 ㊟

監 査 役
(社外監査役) 山 本 直 道 ㊟

以 上

メ 毛

メ 毛

株主総会会場ご案内図

開催
日時

2020年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

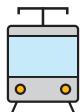
開催
場所

大阪市北区梅田三丁目3番20号
明治安田生命大阪梅田ビル
3階 当社会議室
☎ 06-4795-8800（代表）



【新型コロナウイルス感染拡大防止に関する株主様へのお願い】

- ・株主総会へのご出席にあたっては株主総会開催時点での情勢やご自身の体調をご確認のうえ、ご来場の見合わせも含め、ご検討下さいますようお願い申し上げます。
- ・議決権行使については、可能な限り書面（郵送）による事前行使をお願い申し上げます。（招集通知 2～3 ページをご参照下さい。）
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご参照下さい。



交通のご案内

JR大阪駅（桜橋口 出口）徒歩 約7分

地下鉄西梅田駅（3番 出口）徒歩 約5分

